

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第35号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。第8条の2第9号において同じ。）でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第10号において同じ。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第9号において同じ。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> | <p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。第8条の2第7号において同じ。）でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第8号において同じ。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第7号において同じ。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> |
| <p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 60歳以上の者及びその配偶者又は18歳未満の親族で構成される世帯</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) <u>小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯</u></p> | <p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>60歳以上の者、その配偶者及び18歳未満の親族で構成される世帯</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> |

(8) 18歳未満の者3人以上及びこれらを扶養する者が属する世帯

(9)～(12) 略

(入居の許可の申請)

第8条の4 略

2 略

3 略

(1)～(4) 略

(5) 第8条の2第9号に該当する場合 裁判所の保護命令決定書の写し

(6) 第8条の2第10号に該当する場合 婦人相談所等の長の証明書

(7) 第8条の2第11号に該当する場合 母子生活支援施設又は婦人保護施設の長の証明書

(8) 第8条の2第12号に該当する場合 知事が必要と認める書類

(家賃の減額)

第14条の2 略

(家賃の免除)

第14条の3 知事は、入居者又は入居予定者が災害により住宅が滅失した者である場合においてその者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるときは、その者に係る県営住宅の家賃を1年を超えない範囲内で期間を定めて免除する。

2 前項の規定による家賃の免除を受けようとする者は、県営住宅家賃免除申請書(第8号様式の2)に同項に規定する住宅が滅失した者であることを証する書類を添えて、当該免除を受けようとする期間の最初の月の前月15日(条例第10条第1項の入居日の属する月分から家賃の免除を受けようとする入居予定者にあつては、当該入居日)までに、知事に申請しなければならない。

(家賃の徴収猶予)

第14条の4 略

(7)～(10) 略

(入居の許可の申請)

第8条の4 略

2 略

3 条例第8条の3第1項の規定により知事の登録を受けて入居予定者となった者が第1項の申請書を提出する場合は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第8条の2第7号に該当する場合 裁判所の保護命令決定書の写し

(6) 第8条の2第8号に該当する場合 婦人相談所等の長の証明書

(7) 第8条の2第9号に該当する場合 母子生活支援施設又は婦人保護施設の長の証明書

(8) 第8条の2第10号に該当する場合 知事が必要と認める書類

(家賃の減額)

第14条の2 略

(家賃の徴収猶予)

第14条の3 略

第1号様式（第7条、第8条の3関係）

（表面）

略

（裏面）

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由（住宅困窮状況）は何ですか。（複数回答可）
 あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
 ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便を来している。
 イ 同居を必然とする親族（夫婦及び未成年の子）と別居している。
 ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 オ その他

〔 〕

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
 ア 持家（所有者氏名〔 〕）（申込者との続柄〔 〕）
 （処分する場合は、その理由〔 〕）
 イ 民間借家アパート（契約者氏名〔 〕）（申込者との続柄〔 〕）
 （月額家賃〔 〕）
 退去を求められている場合は、その理由〔 〕

〔 〕

- ウ その他（住宅名〔 〕）
 （契約者氏名〔 〕）（申込者との続柄〔 〕）
 （月額家賃〔 〕）

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次のうち該当する項目に○を付けてください。

- 1 60歳以上の方のみ又は60歳以上の方とその配偶者若しくは18歳未満の親族で構成される世帯
- 2 障害のある方がいる世帯
- 3 母子世帯
- 4 父子世帯
- 5 小学校就学前の子どもがいる世帯
- 6 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
- 7 配偶者等からの暴力被害者（世帯）
- 8 犯罪被害者等の世帯（配偶者等からの暴力被害者（世帯）を除く。）

第1号様式（第7条、第8条の3関係）

（表面）

略

（裏面）

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由（住宅困窮状況）は何ですか。（複数回答可）
 あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
 ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便を来している。
 イ 同居を必然とする親族（夫婦及び未成年の子）と別居している。
 ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 オ その他

〔 〕

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
 ア 持家（所有者氏名〔 〕）（申込者との続柄〔 〕）
 （処分する場合は、その理由〔 〕）
 イ 民間借家アパート（契約者氏名〔 〕）（申込者との続柄〔 〕）
 （月額家賃〔 〕）
 退去を求められている場合は、その理由〔 〕

〔 〕

- ウ その他（住宅名〔 〕）
 （契約者氏名〔 〕）（申込者との続柄〔 〕）
 （月額家賃〔 〕）

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次のうち該当する項目に○を付けてください。

| | | | | | |
|--------|--------|--------|-----------|--------------------|---------------------------------|
| 1 母子世帯 | 2 父子世帯 | 3 老人世帯 | 4 心身障害者世帯 | 5 配偶者等からの暴力被害者（世帯） | 6 犯罪被害者世帯（配偶者等からの暴力被害者（世帯）を除く。） |
|--------|--------|--------|-----------|--------------------|---------------------------------|

第2号様式（第8条の4関係）

(日本工業規格A列4番)
 県営住宅入居許可申請書（一般・準特優賃・特別・特公賃）

香川県知事 殿 年 月 日
 一般入居
 登録入居

申請者 住所 〒 ()
 (電話番号) 氏名 ()

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
 申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくとも、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

| 勤務先 (連絡先) | 名称 | | 電話番号 | | | | 入居希望住宅 県営住宅 | | 所得金額 (年間) |
|--------------|------|------|------|---|---|---|----------------|----|--------------|
| | ふりがな | 氏名 | 所在地 | 年 | 月 | 日 | 種別 | 棟号 | |
| | 本人 | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 普障 寡夫 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 特障 寡婦 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 普障 寡夫 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 特障 寡婦 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 普障 寡夫 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 特障 寡婦 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 普障 寡夫 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 特障 寡婦 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 普障 寡夫 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 特障 寡婦 |
| 世帯人数 | 人 | | | | | | | | 合計 |

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者との続柄を証明することができる書類（続柄の記載された住民票等）を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類（所得証明書等）を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類（県及び市町が発行する納税証明書）を添付してください。
 5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証（健康保険証）を持参してください。
 6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳（写し）を添付してください。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

| 認定額 | 親族 | 特定扶老 | 老扶老配 | 寡婦寡夫 | 普通障害 | 特別障害 | 控除額合計 | 所得金額合計 | 差引所得金額 | 基本月収額 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------------------------|-------------------|--------|-------|
| 38万× 人 万円 | 25万× 人 万円 | 10万× 人 万円 | 27万× 人 万円 | 27万× 人 万円 | 40万× 人 万円 | | | | | ÷12 |
| | | | 1 0~104.000 | | | | 特別県営住宅 158.000を超~ 313.000以下 | 特 158.000~259.000 | | |
| | | | 2 104.001~123.000 | | | 公 259.001~350.000 | | | | |
| | | | 3 123.001~139.000 | | | 賃 350.001~487.000 | | | | |
| | | | 4 139.001~158.000 | | | 家賃 | | | | |
| | | | 一般県営住宅 | | | | 入力済確認欄 | | | |

第2号様式（第8条の4関係）

(日本工業規格A列4番)
 県営住宅入居許可申請書（一般・準特優賃・特別・特公賃）

香川県知事 殿 年 月 日
 一般入居
 登録入居

申請者 住所 〒 ()
 (電話番号) 氏名 ()

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
 申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくとも、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

| 勤務先 (連絡先) | 名称 | | 電話番号 | | | | 入居希望住宅 県営住宅 | | 所得金額 (年間) |
|--------------|-----------------------------------|------|------|---|---|---|----------------|----|--------------|
| | ふりがな | 氏名 | 所在地 | 年 | 月 | 日 | 種別 | 棟号 | |
| | 本人 | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 普障 寡夫 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 特障 寡婦 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 普障 寡夫 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 特障 寡婦 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 普障 寡夫 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 特障 寡婦 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 普障 寡夫 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 特障 寡婦 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 普障 寡夫 |
| | | 明大昭平 | | | | | 同居扶老特 | | 特障 寡婦 |
| 世帯人員 | 人(一般、単身、老人、母子、父子、DV、犯罪被害者等、障害者)世帯 | | | | | | | | 合計 |

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者との続柄を証明することができる書類（続柄の記載された住民票等）を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類（所得証明書等）を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類（県及び市町が発行する納税証明書）を添付してください。
 5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証（健康保険証）を持参してください。
 6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳（写し）を添付してください。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

| 認定額 | 親族 | 特定扶老 | 老扶老配 | 寡婦寡夫 | 普通障害 | 特別障害 | 控除額合計 | 所得金額合計 | 差引所得金額 | 基本月収額 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------------------------|-------------------|--------|-------|
| 38万× 人 万円 | 25万× 人 万円 | 10万× 人 万円 | 27万× 人 万円 | 27万× 人 万円 | 40万× 人 万円 | | | | | ÷12 |
| | | | 1 0~104.000 | | | | 特別県営住宅 158.000を超~ 313.000以下 | 特 158.000~259.000 | | |
| | | | 2 104.001~123.000 | | | 公 259.001~350.000 | | | | |
| | | | 3 123.001~139.000 | | | 賃 350.001~487.000 | | | | |
| | | | 4 139.001~158.000 | | | 家賃 | | | | |
| | | | 一般県営住宅 | | | | 入力済確認欄 | | | |

第8号様式（第14条の2関係）
略

第8号様式の2（第14条の3関係）

（日本工業規格A列4番）

県営住宅家賃免除申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
（電話番号 ）
入居者 氏名 ㊤

次のとおり家賃の免除を受けたいので申請します。

| | |
|--------|----------------|
| 現在の家賃 | 円 |
| 免除希望期間 | 年 月から 年 月まで 月間 |
| 免除の理由 | |

- 備考 1 免除の理由を確認することができる書類を添付してください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式（第14条の4関係）
略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第8号様式（第14条の2関係）
略

第9号様式（第14条の3関係）
略